

令和 5 年度環境配慮契約法基本方針検討会（第 2 回）議事録

出席委員：秋鹿委員、赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員（五十音順）

（ご欠席：山地委員）

1. 日 時 令和 5 年 11 月 6 日（月）13:00～15:00

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局： 本日は、お忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、令和 5 年度第 2 回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の検討会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

平尾課長： 環境経済課長の平尾と申します。本年度第 2 回目の環境配慮契約法基本方針検討会ということで、お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。7月に第1回があつて以降、電力専門委員会と建築物専門委員会と2つの委員会で、大変重要なテーマだと思っておりますけれども、ご議論を賜ってきたというところがございます。今日はその検討結果もご報告できるというふうに思っております。グリーン購入法と合わせて国の率先行動である環境配慮契約法の重要性というのも非常に高まっていると思っております。GX というのもございますし、より先のカーボンニュートラルに向けてということで、取組を進めていきたいというふうに思っております。今年度もう 1 回開催予定ですけれども、実際の運用に関する解説などについては今日は間に合っておりませんが、第 3 回に議論していただくことしたいと思います。まず今日は忌憚のないご意見を賜りたいというふうに思います。本日よりしくお願いいたします。

事務局：（Web 会議システムについて説明：省略）

事務局： 以降の議事進行を梅田座長にお願いいたします。

梅田座長： みなさん、こんにちは。多くの方々が現地に行かれているのにオンラインで申し訳ありませんが、先ほどお話にありましたように、2 つの専門委員会が開催され

て、本日第2回目ということで、本年度末に向けて、どういうふうにとまとめていくかという話になると思いますので、ご議論の方をお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、15時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料につきましては、先週2日に送付をさせていただいております。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧を記載してございます。

配 布 資 料

- 資料1 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料2 電気の供給を受ける契約に係る検討事項について（案）
－電力専門委員会とりまとめ－
- 資料3 建築物に係る契約に関する検討事項について（案）
－建築物専門委員会とりまとめ－
- 資料4 自動車の購入及び賃貸借に係る契約について（案）
- 資料5 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について
【暫定版】
- 資料6 令和5年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）

3. 議 事

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は、「(1) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」「(2) 電気の供給を受ける契約の検討事項について」「(3) 建築物に係る契約の検討事項について」「(4) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約について」「(5) 検討スケジュールについて」「(6) その他」の6つが挙げられていますが、(1)の契約実績、(2)と(3)の両専門委員会からのご報告、(4)の自動車に関することが中心となります。議題の順番に議事を進めたいと思います。まず令和4年の環境配慮契約締結実績についてご説明いただいて、その後、電力専門員会と建築物専門委員会からのご報告、自動車購入等に係る契約について、議論を行うとします。最初に資料5の環境配慮契約の締結実績について、事務局からご説明をお願いします。

(1) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について

環境省：(資料5：省略)

梅田座長：詳細なご説明をありがとうございました。内容が多岐に渡っておりましたが、ご質問、ご意見などがございましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

藤野委員：ご説明ありがとうございました。フォローアップも随時していただいて、ありがとうございます。電力の方に関連するところで、11ページの未実施機関・施設等の取組状況で、表にある、実施時期を検討中というのが273件あって、ここがずっと夏休みの宿題をやらない人みたいな感じで、自分で時期も設定していないし、また来年度頑張りますというような、結局ここがずっとやらないままどかなりの大勢を占めてしまいますので、このフォローアップの仕方について、もう一段階、前回の電力専門委員会は欠席したので、詳細は議事録でしかフォローできていないのですけれども、委員の方からも、そこはしっかりフォローアップすべきという話が出ているのですが、特に、私自身の意見も含めると、本省の人たちにしっかり認識してもらい、または、今、未実施機関の情報は出ていますけれども、ホームページの奥の奥にあって、今ご参加されている先生方で未実施機関のページまでたどり着ける人がどこまでいるのかという問題がありますから、公表の仕方自体も、もっとメディアに出していくとか、ちゃんとやらないところに対してはそれ相応のペナルティではないですが、やらないとまずいと思わせないとやり過ぎられたままなので、そこは次の電力専門委員会でもそういう議論ができるのかなと思っております。このあたりにつきまして、他の電力以外の先生方のアドバイスをいただけたら。一方で、防衛省などは比較的ちゃんとやっているわけですよ。それも聞いたところ、再エネの比率の高いところからの順番で、まずは高めから契約を狙っていくということもやられていると聞いていますので、そういう好事例もできるだけ今年度中に簡単にまとめられるものはまとめて、悪い話だけではなくて、こうやればできるということも含めて、ぜひフォローアップを事務局としては進めていただけたらと思っております。以上です。

梅田座長：藤野委員、ありがとうございました。まさにおっしゃるとおりだと思いますけれども、事務局から何かありますか。

環境省：ご意見いただきまして、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思っております。本省の中も含めて、取組をしっかり周知していくことと合わせて、対外的な周知と言いますか、ホームページだけではなくて、やれることを事務局の

方でしっかり検討させていただいて、未実施機関に対するプレッシャーをかけていきたいと思います。優良事例についてはピックアップして、やれていない人たちに周知できるように頑張っ参りたいと思っています。後ほど専門委員会のご報告でも少し触れたいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

田中委員： 産業廃棄物について、契約件数が非常に少ないということで、その理由に、応札可能な業者が少ないということですが、特に特殊事情ではないかなというのは、PCB 廃棄物が、特に高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が非常に近いということで、それを処理できるのが、高濃度では JESCO という国の機関でしかできないということがあります。低濃度 PCB 廃棄物の処理は、大臣認定の焼却施設に限っているの、地域には数少ない業者しかいないということで、処理できる業者が少ないということを反映しているのではないかなと思います。PCB の問題が終わると、また事情が変わってくるのではないかなと思っております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局から何かないでしょうか。

環境省： ご教示いただきまして、ありがとうございます。事務局からは以上です。

梅田座長： その他はいかがでしょうか。田中委員のおっしゃられたことは、42 ページの PCB の 7.9%というところに相当するということなのですかね。

事務局： はい。そのとおりでございます。集計の話になるかと思えますけれども、電力のようにここは仕方がないという理由もありますけれども、それを除かずに集計していますので、そこは今後考える、これは不可能であろうと考えられる理由については除いて考えるということも、今後検討したいと思っております。ありがとうございます。

田中委員： PCBに加えて RI 廃棄物も限定されていますから。

事務局： 放射性廃棄物についても同様であると考えております。

梅田座長： 廃棄物の場合は、対応できる、できないというのがあるので、電力よりはもう少し複雑だということだと思われませんが。他はいかがでしょうか。

赤司委員： 建築物の維持管理のところですが、調査によると、もう省エネ等の余地がないという回答がかなり多かったように思います。何をもって余地がないと判断しているのかという調査、あるいは、こういう観点からこのようなことを実施すると省エネが可能だという発注者側への情報提供をしていく必要があると思いました。

それから、予算の使い方として単年度ということですが、特に空調で言うと、冷房、暖房、それぞれ1年に1回ありますので、単年度で全部を解決するのはなかなか難しいと思います。どうすればいいかわかりませんが、例えば、最初の年に調査を年間通じて行い、その次に改善のアクションを起こすというような、2段階が必要ではないかと思います。

ESCOについては、令和4年度4件ということだったのですけれども、今年度以降改修が300件近く予定されているということなので、ここにどういう施策を打ち込んでいくのが重要です。これは建築物の専門委員会でも議論しなくてはならないことかなと思っています。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局から何かありますか。

環境省： 赤司委員、お話ありがとうございます。維持管理の未実施理由については、後ほどの建築物専門委員会の取りまとめの中でも、何をもって余地がないと言えるかというところについて、しっかり発注者側に対して情報提供する、メニューと言いますか、その検討の部分も含めて、今後の検討ではございますけれども、ご報告させていただきたいと考えてございます。

また、国の機関における会計法の原則で、1年の契約期間しかなかかなか難しいという部分もありますけれども、実際の発注の内容も含めた精査な確認が必要なのかもしれないと、お話を伺っていて思いました。維持管理というところで申し上げますと、単年度で契約を切るにしても、次の年度につながるような事前調査とか、維持管理の中でもやれることがあると思いますので、そういった部分を深堀できるところは確認していきたいというふうに思っております。

ESCOの検討につきましては、普及促進策という部分はまだ検討が詳細に必要なだと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。それでは、各専門委員会の報告でもこれに関連した内容があると思いますので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 電気の供給を受ける契約の検討事項について

梅田座長： 資料 2 の電力専門委員会の取りまとめ案を事務局からご説明いただいて、その後、藤野委員からご意見等いただくということにしたいと思います。資料 2 の説明をお願いいたします。

環境省：(資料 2 説明：省略)

梅田座長： ご説明ありがとうございました。そうしましたら、電力専門委員会の藤野委員から補足の意見等をお願いできますか。

藤野委員： 今日山地委員がご欠席ということで、私が代わりに対応させていただきます。先ほども申し上げましたように、第 2 回の検討会に参加できなかったのも、伝聞となるところもありますけれども、ひとつは 5 ページに示されています予見可能性のところですね。こちらについては私の方からも指摘させていただきましたが、まだ 0.52 になるかどうかは来年度の議論にはなりますけれども、0.52 を目指して検討することについては合意が取られたのかなということです。7 ページがしきい値の引き下げの方向性で、国の目標値 0.25 を目指して、しきい値としては 0.31 を目指すということなのですけれども、私もうっかりしていたのですけれども、よく見ていただきますと、令和 5 年度の契約しきい値 0.6 という数字が決まるのは、前年度なんです。令和 4 年度に令和 5 年度のしきい値 0.6、1 年間期ずれが必ず起こるという構造になっています。問題とするかどうかはあるのですけれども、そうすると 2030 年度のしきい値というのは一見 0.31 に見えますけれども、実は 2029 年度に決まった 0.35 が 2030 年度に対象機関に設定されるしきい値になるので、5 ページに戻ると、「2030 年度の排出係数しきい値は 0.31kg-CO₂/kWh 程度とすること」となっているので、このままいくと、すでに 0.4 を捨てることになっているんですね。こちらについては、次回電力専門委員会で私からも問題提起はしたいと思っておりますし、このあたりを電力専門委員会に入っていない委員の方からもご意見を。ここは環境省がやらなかったら誰もやらないので。今後の傾向としては、すでに前回の議論でもありましたけれども、0.52 は厳しいという意見が実際に事業をやられている方から出ていますが、そこで許してしまうととても 0.31 はたどり着かないし、0.35 ですらたどり着かない恐れがありますから、どうやったらできるかということについて、今回出ている委員の方以外の、実際に再エネ電力供給できるような事業者にも積極的に働きかけて、特に未実施機関に対して、どれくらいの電力量を契約するか、例えば 2 万 kWh 提供できるような新電力はないからやりませんというのは本当なのか。今言っている理由で本当にそれが許されるかというのは、この事務局が対応しない限り、抜け穴になってしまうので、そこは私は非常に危惧しています。そのあたりアンケートを取るにしても、フォローアップするに際しても、もっと厳しいスタイルで本当にできない

のかというところについて検証して、それを明らかにするようなシートにしていかな
いと、ただその場で思いついたような理由で書いているものもあるのではないかと
いうことを恐れています。担当する省庁、特に大臣などに環境大臣からもお願いする
ような方式で、ちょっとここはひどいのではないですかと、大臣から大臣にもしっか
りと、2030年度46%を実現する際に国がさぼっていて、国民、事業者にやってくだ
さいとはとても言えないと思いますから、このところはぜひしっかりとやっていただ
きたいというふうに思っております。

もう1点だけ。昨年度や2年前は、総合評価落札方式についても議論していたので
すけれども、ちょっとそのトーンが弱まっているような印象を受けておりまして、
しきい値等の論争でだめなところを何とかする話もありますが、しっかりと総合評価
落札方式で100%再エネを目指すというところに、そういうところをやるにはこうい
う方式の契約がありますとか、そちらの引き上げる方もちゃんと検討しないと、0.31
はとても実現しないのではないかと思います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。非常に重要なご指摘をいただきましたけれども、
何か事務局からありますか。

環境省： ありがとうございます。排出係数のしきい値の引き下げの方向性のご指摘いた
だいた点でございますが、非常にわかりにくい部分というか、どのタイミングでどの
排出係数のしきい値が使われるかというところが、みなさん共通認識として持って
いただけの部分事務局としては不足していた部分があるのかなと思います。次の検討
会や専門委員会で先生方にお見せする資料の中で、しっかりその時期がわかるよう
にして参りたいと思っております。実際に2030年度の0.31を仮に検討会の中で決めた
として、契約に使われるのが基本的には前年度の排出係数を使うことになるので、
2031年度の契約で2030年度の排出係数を使うというかたちになって、それで本当
に問題がないのかということですね。ここについては、しっかり議論が必要だと思
っておりますので、そのあたり、本日も含めてですけれども、ご意見賜ればと思
っております。事務局からもお願いさせていただければと思っております。

総合評価の部分につきましては議論が止まっておりまして、大変恐縮であります
けれども、地方公共団体を含めて、取り組みが進展していることは事務局としても認識
しております。しっかりフォローアップして、裾切りのみならず、より高い取組をし
っかりフォローアップして、評価していくというか、国として推奨していくとい
うことをやっていけるように頑張っていきたいと思っております。事務局からは以上で
ございます。

梅田座長： ありがとうございます。この資料2は、本年度の電力専門委員会の検討結

果の取りまとめでありまして、本検討会への報告内容となります。それでは、この取りまとめについてご意見、ご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員： 門外漢なので、よく理解していない部分があるのですが、私自身は、廃棄物発電に関心があります。アメリカでは各州が廃棄物発電の電力はリニューアブルとして認めているのですけれども、ここで言う排出係数というのは、こういう品質のものを燃やしてできた電力は排出係数の計算は、例えばプラスチック部分だけの割合からCO₂。排出係数を計算するのでしょうか。ここで言っている排出係数しきい値という数字は、電力を供給する側がエネルギー源の構成を変えて、化石燃料から原子力とか太陽光とか、そういうものに変えていって、CO₂の係数を小さくするという努力をして、それが小さいものを需要者は積極的に買うようにという仕組みを作ろうとしている。そうすると係数が小さくなると経済的価値が上がるというかたちになっていないといけない。それで排出係数と値段の関係が、排出係数が小さくなれば環境経済評価値が高くなり、少しぐらい高くても買うので、排出係数が小さくなれば価値が上がるだろうと、CO₂ 排出係数と環境評価価値の両方を合わせて評価する仕組みを作らないといけない。電気を買う側と供給する側で、しきい値のカーブが何年にはどれくらいまで減らすというのは、電力を供給する側に要求していると見ていいのですね。それを注文すると。場合によってはプレミアムの値段を払ってでも買う価値があるという仕組みにするのだと思うのですけれども、その辺を一般の市民にもわかるような、CO₂ の排出係数の計算をこうするか、それに伴って値段はこう上がっていくとか、そういうところがちょっと疑問です。

環境省： 排出係数のしきい値につきましては、事業者がこの排出係数を下回っていないと入札に参入できない値になりますので、足切りの要件になっているものでございます。考え方としては、前年度の事業者の、再エネを使っていただいて排出係数を押さえた取組や、証書を買って再エネを使ったものとみなして電力を供給されたことになっているのかということを確認した結果としての排出係数です。

田中委員： 電力会社に注文している数字だということですよ。供給する側に。

環境省： はい。定義につきましては、どういうふうにするかというところは各電力事業者の取り組みの手段というかたちにはなつてこようかと思うのですけれども、最終的には裾切りだけではなくて、藤野先生がおっしゃったような総合評価とか、さらに事業者の中でプレミアムな取り組みをやられていて、価格だけでもなく、より優れた環境配慮に対する取り組みのところを、契約方式として転換していけるように検討していけたらいいなという、そういう先にならなければいけないと考えております。現時

点としては、排出係数を 2030 年度の目標に向けて引き下げていって、目標を達成するための数値目標を設定してやりますということにしております。説明が滞ってしまって、申し訳ありません。わかりやすく、事業者のみなさまも国民のみなさまも見ていただけるように、資料も作り方も含めて検討して参りたいとは思っております。

田中委員： これをやるためには原発を使わない限りはできないと思えば、そういうシナリオに基づいた現実的な係数を設定しないと、今からでは無理な数字というのは供給する側が言えるわけですね。国側の戦略がありますよね。原発をできるだけ回復させてというのと、新たに作らざるを得ないとか。数字によっては。

環境省： 政府の関係計画、方針を含めてというかたちにはなってくると思います。環境配慮契約の守備範囲としっかり整合したかたちで取組を進めていけるように。

田中委員： エネルギー基本計画ですね。

梅田座長： ありがとうございます。すみませんが押し気味なので、次の議題にいきたいと思います。ご討議ありがとうございました。

(3) 建築物に係る契約の検討事項について

梅田座長： 次は建築物専門委員会です。資料 3 について事務局よりご説明いただいた後に、建築物専門委員会の野城委員（専門委員会座長）、赤司委員、原委員からご意見等いただきたいと思います。それでは、資料 3 の説明をよろしく願いいたします。

環境省：（資料 3 説明：省略）

梅田座長： ありがとうございます。それでは、専門委員会の各委員から意見等いただきたいと思います。まず野城委員お願いします。

野城委員： 今ご説明いただいたのが全体の流れでございますが、この環境配慮契約法ができた時には、これは議員立法でございますので、今から 15 年ほど前に率先垂範するというメニューで、最後の方にご説明がありました、環境配慮の設計を進めていくということと、当時としては新しいビジネスモデルでした ESCO 事業というものを政府の調達に積極的に入れていこうといったことから始まりました。それが 15 年経ちまして、今日のご説明のポイントは 2 つございまして、ひとつは建物のライフサイクル全体に渡って調達に視線をかけて、それがつながっていくようにしていこうという

こと。そのためにいろいろとやらなければいけないことがあるものですから、その第一歩としてデータ計測から始めていこうと。データ計測をしてベンチマークしていくことをひとつののりとして、進めていこうということでございます。

もうひとつは、長年の慣習でうまくないところがでてきておまして、ひとつは環境配慮契約の設計についての実施率が低い理由が、耐震改修だから関係ないとか、いろいろな理由をつけていらっしゃるのですが、ここに大きな誤解がございまして、例えば耐震改修で仕上げ材などを変えていく、外装を変えていけば当然熱負荷が変わってきますので、大きなチャンスになって参ります。あるいは設備更新などはまったく最たるものでございまして、大体の建物では大き目の空調機器などを入れすぎてしまっていますので、ダウンサイジングをすると十分にパフォーマンスが良くなってくるといったように、実はさまざまな改修のチャンスがありながら、それがこの趣旨に合った設計が、2番目、3番目の副次的なものにしても可能性があるのにも関わらず、まったく現場の人に認識されていない。ここのところを何とか認識を深めていかなければならないと。そういう認識がないまま判で押したように関係ありませんという不毛な状態を改善していきたいというのが、今日の説明でございます。

また、ESCO 事業はある意味でハードウェアを変えていこうといったようなビジネスモデルでございますけれども、他にもさまざまな、建物のエネルギー性能を変えていくようなやり方等々、ビジネスモデルができてきております。それをすべてその他という言い方をしていますが、むしろ ESCO を含めてさまざまなサービスのメニューが出てきて、それをうまく使わない手はないという意味で、今のところはその他の改修というかたちで、ESCO に並べて新しいサービスも使っていただけるようにしていこうという方向で検討を進めているということでございます。

それとライフサイクルについてのひとつのポイントは、今日ご説明がございましたように、ベンチマークでございますし、その前提としてデータ計測がでございます。データ計測については、専門委員会の基本認識は、以前と違って非常に IoT 機器や測定機器が安価になってきておりますので、その気になれば計測ができる。少なくとも、今日ご説明がありました、最も簡易な小規模な建物でも、ガス会社、電力会社に対する境界のところに計測器を置くことは可能ですし、また、それがなくても、建物全体としてのエネルギー総量というのは請求書を見れば、そこに出てくるということでございますので、それをベースに、同じ地域、同じ用途等のカテゴリー別にベンチマークをしていったら、それがある意味で外堀を埋めていくことになるだろうと。実際に、この環境配慮契約法ができた時は、むしろ官庁の方がこういった意識があり、先行していたのですが、今民間で、特に証券化された投資の対象になるような物件では、今ご説明があったような、ベンチマークと言いましょか、年間の㎡あたりのグリーンハウスガスの排出量がある一定以上の建物には投資をしないと。それを座礁資産という言い方をしておまして、先ほどの藤野委員のお話にあるように、上限値が

年々下がってきているといったような、国際的な状況が日本にも入ってきているわけ
でございます。そうしたら、少なくとも官庁の建物については、当事者の方々がこの
建物は一体どのようなベンチマークを持っているかということをも意識として
持ってもらっていくというところが、ライフサイクルでさまざまなサービスを調達し
て、改善してもらおう一歩になるだろうということで、検討させていただきました。以
上です。

梅田座長： ありがとうございます。続いて赤司委員、お願いします。

赤司委員： 今、野城先生からコメントをいただいたとおりだと私も思っていて、やはり
ベンチマークが重要だと思います。ただ、他の建物はこうだった、自分の建物はこう
だったという、単に比較だけにとどまるのではなく、改善して次は良くなっていくと
いう流れを生み出すことが必要で、そのためには、それ相当のセンシングが必要にな
ってきます。その辺の流れをどう作り出せるかというのが大きなポイントだと思いま
す。実際に海外の事例などを見ると、日常のデータを使って、省エネやカーボンニュ
ートラルを進めることが、非常に費用対効果の高い方法として、ビルオーナーにも認
識されています。そして、政策的にもそれを推し進めているという例はたくさんあり
ます。実際のデータを公開して進めているわけです。その辺が、日本はやや後塵を拝
しているような面がありますので、ぜひここでの取組みが日本での先鞭をつけるよう
なものにしていただいて、社会普及につなげていければいいと思っています。以上で
す。

梅田座長： ありがとうございます。では最後に原委員お願いします。

原委員： お二方がおっしゃったことに尽きるかとは思いますが、私として一番
重要ななと思っているのが、余地がないということでやっていないというのが大体 8
割くらいで、実際にやっているのは 2 割ということは、ちょっと穿った言い方をす
ると、やっているところは余地があるのだけれども、そうではないところは余地がない
というふうに勝手に決めているというような部分があるのかなと。そこで、電力など
もそうなのですが、実施可能なうち未実施なのがどのくらいあるのか。実施可
能でも未実施のところについて要請をしたりとか、やられていると思うのですが、
建築関係についても、今の状況だと、発注者側ができないと言ったら、それを受
け入れるしかないという状況で、そこをやはり一定の基準で、実施可能なのかを判断
する指標というのが重要だと。そこで、ここにあるチェック用フロー図とかチェッ
クリストというのを、維持管理だけではなくて、設計とか改修についてもやっていく
というようなかたちでやっていくなどより効果的なかたちで推し進めていくというの

一番重要とっております。

さらに複数年契約、国だと単年度なのですけれども、これについての可能性の検討ということで、どういった場合に可能なのかとか、困難な理由は何なのかというようなことを、検討なり把握していくということも重要と思います。私の方からは以上です。

梅田座長： ありがとうございます。資料3は建築物専門委員会の取りまとめ案ですので、これにつきましてご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

藤野委員： こちらも非常に重要なご検討だと思います。昨年の我が国の貿易赤字のうち燃料費の赤字が33.5兆円で、貿易赤字自体も20兆円という、穴の開いたバケツみたいな感じで、建物の冷房や暖房で抜けている部分が相当穴のひとつの要因になっていますから、それを政府が率先して、非常に低いレベルの建物を改修するなり、新築の時も高い基準の建物を建てるというのは、そこで働いているみなさんのためにも良いことですので、そこは徹底していただけたらと。例えば、葛飾区は1、2年前に作った事務事業編で、すべての新築、既築の建物はZEBを基準に検討するという指針を出しています。なので、やろうと思えばできるはずなので、ぜひ引き続きのご検討をいただけたらと思います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局、何かありますか。

環境省： ありがとうございます。政府としての動きに関する情報提供でもあるのですが、国の機関が入居する建物については、政府実行計画においてもZEB化を目指していくということ自体は位置付けておるのですけれども、取組として実際に実効性をもってやっていけるかというところは、この環境配慮契約の取組だと思っておりますので、ご指摘を踏まえて、しっかりとこれからやっていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

梅田座長： その他の委員のみなさんはいかがでしょう。

赤司委員： 事務局に質問なのですが、昼間の電力のCO₂排出係数はだいぶ低いと思いますが、需要側（建物側）でいろいろな運用の工夫をして、昼間の電気を蓄電して、夜間に使うというような、需要側と供給側をうまく連携して、CO₂排出を減らすという取り組みが様々に議論され始めていると思います。ただ、現在のCO₂排出係数が年間一定の値になっているので、先ほどの需給連携をやっても全然認められないという状況だと思うのですが、その辺は将来的にはどうなるのでしょうか。今ここで質問してい

いのかどうか、わかりませんが、先ほど電力の話が少しありましたので、その辺の連携の話をもし伺えたらと思いました

環境省： 赤司先生、ご意見ありがとうございます。ピークに応じた排出係数の考え方、それに倣った排出係数の考え方というところまでは、今の考え方の中では網羅できていない部分になりますので、引き続き政府全体の方向、取組としてどうあるべきかというところをウォッチしながら、それに馴染んでいくような方向性に検討していくべきかと思っております。現行法のままでは反映できていないというところがあるという状況ではございます。より適切な対応というところは、これから考えていかないといけないと思っておりますので、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思っております。以上です。

秋鹿委員： バケツが抜けるようなというお話もありましたし、赤司委員からも電力の問題等々があったのですが、2つほど、この委員会でどうということではないのですけれども、ご指摘させていただきたいと思えます。最近の調査では、例えば九州電力管内では再エネが非常に余るような状況もあったりすると聞いておりますが、そこで kWh あたり 2 円の昼間の電気が売買されると聞いております。それでは仕方ないので、いくつかの企業が試験的に畜エネルギーにして夜に持っていく。その地区エネルギーの技術として、バッテリーですと非常に高いので、今国際的には碎石蓄熱、石焼き芋の石を熱して、それを夜水蒸気発電に持っていくといいようなことをすると、ならして kWh あたり 5 円か 6 円の電気になるんだそうです。そういうもので水素を作っておけば、電気代として 16 円くらいの電気になるというようなスタディをしているグループもございます。それがひとつヒントなのですけれども、赤司委員のご指摘のようなことが、みなさんがサポートしていただければ少しずつ進むのではないかなと思っております。

もうひとつは、国際的に再エネ電力が非常に安くなっておりまして、2週間前の国際価格で一番安いのが、UAE で kWh あたり 1.35 セントの電気が契約されたそうです。それは kWh あたり 2 円になります。それはギガソーラーなので、そういうようなところが適地で、世界中でこれから起こってくると、それをフラットな電気、先ほどのような蓄熱をしてフラットな電気を作って、インダストリーに持ってくると、私の試算でも 4 円か 5 円でフラットな電気が使えるようになるだろう。そうしますと、そこからグリーン水素を 6 円くらいでできる。グリーンアンモニアも 7 円か 8 円でできる。このコストというのは、今世界で流通している市販の化石燃料から作ったアンモニア、t あたり 400 ドルとほぼ匹敵する。むしろそれより安いくらいで、いよいよグリーン水素とグリーンアンモニアが世界で流通する機運ができています。CFAA のデータによると、すでに 1 億 5 千万 t のグリーンアンモニアの

計画が世界中を合計するとあると聞いております。そういうものがなかなか理解されていなくて、日本の一部の人はいろいろ考えている、海外の人はもっと積極的に考えている面があるのですけれども、やはりバリューチェーンと言いますか、作る側から使う側までちゃんとしたバリューチェーンができていないと信用が通らないので、なかなか進まないとも聞いております。環境省はいろいろ新しい企画をされているのですけれども、霞が関においても、環境省、経済産業省、あるいは文部科学省、外務省等々が連携して、こういう動きが急に進みつつあるので、これについても備えられたらよろしいのではないかと考えております。余計なことになりましたけれども、2点ほど補足させていただきます。ありがとうございました。

梅田座長： ありがとうございました。事務局、何かあれば手短にお願いします。

環境省： ありがとうございます。まさにバリューチェーン全体を考えた対応というところは、関係省庁とも連携が必要だと思っております。対応して参りたいと思えます。関係省庁と連携して参りたいと思えます。また、蓄電の話につきましても、既存の施設でできることの限りはあるかもしれないですけれども、対応としてやれることは検討していきたいと思えますので、ご指摘を踏まえて、これから考えていきたいと思っております。

野城委員： 少し私の方からコメントしておきますと、秋鹿委員と赤司委員がおっしゃったことをこの枠組みの中で行うことですぐできることは、余った再生可能エネルギーをお湯にしておくということ、あるいはEVの充電をするといったようなことをすることをショーケースとしてみせていくと、先生方がおっしゃったことが進んでいくきっかけになると思えますので、ぜひ現実的にご検討いただけたらと思えます。以上です。

梅田座長： ありがとうございました。

(4) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約について

梅田座長： 次の議題に移りたいと思えます。資料4の自動車の購入及び賃貸借に係る契約についてということで、事務局よりご説明いただいた後に、大聖委員にご意見をいただきたいと思えます。ご説明よろしくをお願いします。

環境省：(資料4説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。大聖委員、よろしくお願いします。

大聖委員： 今後グリーン購入法のエコカー減税に従って、それに合わせるということですが、整合性がありますので、大変結構だと思っております。もうひとつは、2030年度燃費基準をかなり超過達成している車があるわけで、調べる余裕がありましたら、どんな状況かということをチェックしていただきたいと思います。もうひとつは、トラック、バスのポテンシャルと言いますか、台数というのはどれくらいあるものなのか知りたいのですけれども、それはデータがありますでしょうか。実はトラック、バスは、電動トラック、電動バス、それから燃料電池トラック、燃料電池バスに関しては燃費基準がないわけですね。それをどういうふうにご考慮していくかということが課題かなと思っております、以上です。

梅田座長： ありがとうございます。それでは事務局から手短にご回答をお願いします。

環境省： エコカー減税の対応ということで、今回燃費基準値の強化を踏まえて見直しを図っているところですが、2030年の目標を大幅に超えているものに関しては、超過達成できているものがどれくらいあるか、どれくらい超えているかというところは、現状データが手元にないものもございまして、内容を確認させていただきたいと思っております。また次回の報告にさせていただければと思っております。バスとトラックの調達の状況、契約の状況ということでございますけれども、事務局の方からお話させていただきます。

事務局： いわゆる重量車のバス、トラック、それからトラクタは、4年度の実績はまだまとまっていませんので3年度というところで申しますと、合わせて約700台を国と独立行政法人等で購入しております。

大聖委員： 採用している割合はわかりますか。

事務局： 旧の基準ということでございますけれども、95%程度はそれで購入されているということでございます。

大聖委員： 乗用車を上回っているわけですね。

事務局： 総合評価については、個別にはまだ集計できていませんので、次回まとめてご報告させていただければと思っております。

大聖委員： わかりました。それからもうひとつは、小型貨物のところなのですから、2022年度基準の90%ということは、もう目標年度を過ぎているわけですから、その90%達成レベルを満たすものというのはちょっと緩いような気がしないでもないのですけれども。

環境省： ありがとうございます。自動車工業会とも調整させていただきまして、2022年度90%とさせていただいておりますけれども、エコカー減税との対応というところでもこういうかたちにさせていただいております。

大聖委員： そうですか。ちょっと残念だなというふうに思っています。ありがとうございました。

梅田座長： ありがとうございました。司会の不手際で終わりの時間が来てしまったのですが、事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

(5) 検討スケジュールについて

環境省： (資料6説明：省略)

梅田座長： ありがとうございました。予定の時間も参りましたので、本日の議論はこのあたりで終わらせたいと思います。次回第3回が今年度最後の委員会開催となります。他にご発言ございませんでしょうか。ないようでしたら、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

環境省： 委員のみなさまにおかれましては、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。説明が長くなり、申し訳ございませんでした。それでは、以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。

以上